



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.102 認定基準書

印刷インキ Version2.8

—適用範囲—

分類 A.平版インキおよび新聞インキ

分類 B.グラビアインキ

分類 C.樹脂凸版インキ

分類 D.その他のインキ

制 定 日:2002年12月18日

最新改定日:2019年 4月 1日

有 効 期 限:2030年12月31日

エコマーク商品類型 No.102 認定基準書 印刷インキ Version2.8

1. 認定基準制定の目的

国内の印刷インキの生産量は 446,351t(2000 年)であり、アメリカに次いで世界第 2 位の生産量である。その用途は紙だけでなく、食品包装用、建材用など非常に多岐にわたって使用されており、特に今日の情報化社会においては、新聞・雑誌などの情報媒体の印刷などに欠くことのできないものとなっている。

印刷インキは、樹脂を溶かすための揮発性有機化合物(VOC)を構成成分として含むものもあり、印刷インキの種類によっては、印刷工程において VOC 成分が蒸発・飛散するものがある。VOC は、自律神経異常や頭痛、吐き気などの人体への影響があるものが多く、トルエンやキシレンなど一部の化学物質については、吸入暴露により、神経行動機能や生殖発生に影響を与えることなどが確認されている。また、大気中で光化学反応を起こす光化学オキシダントや、近年では、化学物質過敏症などの健康に関する問題が発生しており、工場などの発生源からの VOC 排出を低減することが重要な課題となっている。印刷インキを製造する事業者は、溶剤のアロマフリー化、ノントルエン化による作業環境の安全に関する取り組みと併せ、水性化による VOC 排出低減に取り組んできた。

1997 年に制定されたエコマーク商品類型No.102「オフセット印刷インキ」では「平版インキ」および「新聞インキ」を対象とし、オフセット印刷インキのアロマフリー化を推奨してきた。その結果、認定基準の制定より 5 年を経て、オフセット印刷インキの約 9 割がアロマフリーインキに転換(印刷インキ工業会推計)されるという普及状況となり、大気汚染の軽減につながった。今回、本商品類型を見直すにあたり、これまで対象とされていなかった印刷インキも含め、VOC をさらに低減した印刷インキを推奨することで、一層の大気汚染防止や印刷工程における作業環境改善に資することとした。また、ビヒクルに植物油を使った印刷インキは、VOC の低減が期待できるだけでなく、枯渇資源である石油資源の使用を回避できる。本商品類型は、植物油を使用した油性印刷インキについても採り上げている。

一方、印刷インキの組成の見直しによる VOC 低減と、印刷工程に用いられるエネルギーの低減は二律背反する。今回の見直しにあたっては、ライフサイクル全体を通じ環境負荷の少ない印刷インキを推奨するという観点から、印刷インキ中の VOC 低減に主眼を置きながら、印刷時のエネルギー消費についても検討を行った。また、古紙リサイクルにおける印刷インキの脱墨性や、製造工程や廃棄時の化学物質排出などにも配慮した認定基準としている。

2. 適用範囲

経済産業省・化学工業統計年報の印刷インキ品目において、以下の分類に該当する印刷インキを対象とする。

分類 A.平版インキおよび新聞インキ
・平版インキ

・新聞インキ

分類 B.グラビアインキ

・グラビアインキ:「グラビアインキ」に分類される印刷インキ。ただし、出版用グラビアインキを除く。

分類 C.樹脂凸版インキ

・樹脂凸版インキ

分類 D.その他のインキ

・その他のインキ:「その他のインキ」に分類される印刷インキのうち、乾燥方式が紫外線硬化型の紙用の印刷インキ、平版印刷用の金インキ、および平版印刷用の銀インキ

3. 用語の定義

含有率	本認定基準に用いられる含有率などを表す百分率(%)は、特に定めのある場合を除き、重量割合とする。
再生材料	ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料からなる材料(食用廃油など)。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
樹脂	印刷インキ中の処方構成成分として用いられる高分子材料成分。
植物油	亜麻仁油、桐油、大豆油、および脱水ひまし油など。
VOC(揮発性有機化合物)成分	WHO(世界保健機構)の化学物質の分類において、「高揮発性有機化合物」および「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物。
芳香族成分	日本産業規格 石油製品の成分試験法(JIS K 2536)を印刷インキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物。

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法

(1) 化学物質の使用が適正に管理されていること。具体的には、化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づく印刷インキのSDS(安全データシート)を備えていること。

【証明方法】

印刷インキ製造事業者の発行する SDS を提出すること。

(2) 印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制(ネガティブリスト規制)」で規制される物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

ネガティブリスト規制に適合していることの証明書を提出すること(印刷インキの配合証明書)。

- (3) 印刷インキ製造時に使用するエネルギーが従来製品に比較して増加するものでないこと。

【証明方法】

申込印刷インキ製造時に使用する平均的なエネルギー使用量を、従来製品と対比して記載すること(付属証明書)。

- (4) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (5) 印刷事業者に対して、印刷インキの適正な取扱いに関する情報として、皮膚接触を極力避けるための措置、目に入った場合などの応急措置、取扱いおよび保管上の注意を SDS、および取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットに表示を行っていること。

【証明方法】

印刷インキの適正な取扱いに関する情報表示の該当部分を提出すること。

- (6) 印刷インキに使用される樹脂は、ハロゲン系元素を含む樹脂を処方構成成分として添加しないこと。本項は着色剤、フッ素系添加剤およびフィルム用の印刷インキについては適用しない。

【証明方法】

ハロゲン系元素を含む樹脂(着色剤、フッ素系添加剤を除く)の使用の有無について記載すること(付属証明書)。

- (7) 印刷工程での乾燥性が、申込印刷インキと同じ種類の従来の印刷インキと比較して著しく劣るものでないこと。

【証明方法】

申込印刷インキの乾燥性が、従来製品と比較して著しく劣るものでないことを証明する試験成績証明書を提出すること。

4-2.環境に関する個別認定基準と証明方法

A.平版インキおよび新聞インキ

- (8) JIS K 2536 で検出される芳香族成分が容量比 1%未満の溶剤のみを用いる印刷インキであること。

【証明方法】

溶剤の組成についてのクロマトグラフなどによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。また、印刷インキの配合証明書に記載のこと。

- (9) 植物油または再生材料(食用廃油など)を使用しており、かつ次の(a)または(b)のいずれかを満たしていること。

(a) オフセット輪転インキは、印刷インキ中の石油系溶剤が 45%以下であること。

(b) 枚葉インキおよび新聞インキは、印刷インキ中の石油系溶剤が 30%以下であって、かつ VOC 成分が 3%未満であること。

【証明方法】

植物油については、種類(大豆油、亜麻仁油、桐油など)をインキ事業者が発行する証明書に記載すること。再生材料(食用廃油など)を使用する場合については、供給事業者が発行する原料証明書を提出すること。

印刷インキ中の石油系溶剤量については、溶剤量を記載した SDS、およびインキ製造事業者の発行する最大の溶剤配合量(多色の場合)を記載した証明書を添付すること。

印刷インキ中の VOC 成分の定量方法については、ガスクロマトグラフなどによる試験結果、および溶剤単品の VOC 成分量から計算されるインキ中の VOC 成分量を記載した証明書を添付すること。なお、多色の場合は最大のものの VOC 成分量を記載する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

- (10) 申込印刷インキを使用した印刷物をリサイクルし再生紙を製造する際に、脱墨時の環境負荷が従来の油性印刷インキを使用したものに比べて増加しないこと。

【証明方法】

再生紙を製造する工場または工業試験場が発行する試験結果などの証明書を提出すること。

B.グラビアインキ

(11)印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量が1%未満であること。

【証明方法】

印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量については、溶剤量を記載した SDS もしくは試験結果、およびインキ製造事業者が発行する最大の溶剤配合量(多色の場合)を記載した証明書を添付すること。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

(12)印刷インキ中の VOC 成分が 20%未満であって、かつ、印刷時に VOC 成分 30%未満で印刷できるよう設計されていること。ただし、本項は、フィルム用の溶剤型グラビアインキについては適用しない。

【証明方法】

印刷インキ中の VOC 成分の定量方法については、ガスクロマトグラフなどによる試験結果、および溶剤単品の VOC 成分量から計算されるインキ中の VOC 成分量を記載した証明書を添付すること。なお、多色の場合は最大のもの VOC 成分量を記載する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

印刷時に VOC 成分 30%未満で設計されている旨を説明する申込印刷インキの取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を提出すること。

(13)溶剤型グラビアインキは、トルエン、キシレンを処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

トルエン、キシレンの添加の有無について記載すること(印刷インキの配合証明書)。

C.樹脂凸版インキ

(14)印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量が1%未満であること。

【証明方法】

印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量を記載したインキ製造事業者が発行する証明書を添付すること。水系、脂肪族芳香族系の溶剤以外の溶剤の使用がある場合には、ガスクロマトグラフなどによる試験結果を提出すること。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

- (15)印刷インキ中の VOC 成分が 5%未満であること。ただし、フィルム用の樹脂凸版インキについては、印刷インキ中の VOC 成分が 20%未満であって、かつ、印刷時に VOC 成分 30%未満で印刷できるよう設計されていること。

【証明方法】

印刷インキ中の VOC 成分の定量方法については、ガスクロマトグラフなどによる試験結果、および溶剤単品の VOC 成分量から計算されるインキ中の VOC 成分量を記載した証明書を添付すること。なお、多色の場合は最大のものの VOC 成分量を記載する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

印刷時に VOC 成分 30%未満で設計されている旨を説明する申込印刷インキの取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を提出すること。

- (16)溶剤型樹脂凸版インキは、トルエン、キシレンを処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

トルエン、キシレンの添加の有無について記載すること(印刷インキの配合証明書)。

- (17)申込印刷インキを使用した印刷物をリサイクルし再生紙を製造する際に、脱墨時の環境負荷が従来の樹脂凸版インキに比べて増加しないこと。本項は被印刷体が紙以外の樹脂凸版インキについては適用しない。

【証明方法】

再生紙を製造する工場または工業試験場が発行する試験結果などの証明書を提出すること。

D.その他のインキ

- (18)乾燥方式が紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、使用する溶剤は VOC 中の芳香族成分が容量比 1%未満であって、かつ印刷インキ中の VOC 成分が 3%未満であること。

【証明方法】

溶剤の VOC 中の芳香族成分の容量比、印刷インキ中の VOC 成分の定量方法については、ガスクロマトグラフなどによる試験結果、および溶剤単品の VOC 成分量から計算されるインキ中の VOC 成分量を記載した証明書を添付すること。なお、多色の場合は最大のものの VOC 成分量を記載する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

- (19)平版印刷用の金インキおよび銀インキについては、JIS K 2536 で検出される芳香族成

分が容量比 1%未満の溶剤のみを用いる印刷インキであって、かつ印刷インキ中の石油系溶剤量が表 1 の数値以下であること。枚葉インキについては、これに加えて印刷インキ中の VOC 成分が 3%未満であること。

表1 印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合

	枚葉インキ	オフセット輪転インキ
金インキ	25%	
銀インキ	30%	35%

【証明方法】

溶剤の組成についてのクロマトグラフなどによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。

印刷インキ中の石油系溶剤量については、溶剤量を記載した SDS、およびインキ製造事業者の発行する最大の溶剤配合量(多色の場合)を記載した証明書を添付すること。

印刷インキ中の VOC 成分の定量方法については、ガスクロマトグラフなどによる試験結果、および溶剤単品の VOC 量から計算されるインキ中の VOC 量を記載した証明書を添付すること。なお、多色の場合は最大のものの VOC 量を記載する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

(20) 申込印刷インキを使用した印刷物をリサイクルし再生紙を製造する際に、脱墨時の環境負荷が従来の油性印刷インキを使用したものに比べて増加しないこと。

紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、脱墨性に特に配慮して設計された印刷インキであって、油性印刷インキと同等またはそれ以上の脱墨性を有するものであること。具体的には、印刷インキ工業連合会の定める「リサイクル対応型 UV インキ」であること。

【証明方法】

再生紙を製造する工場または工業試験場が発行する試験結果などの証明書を提出すること。紫外線硬化型の紙用の印刷インキについては、印刷インキ工業連合会の定める「リサイクル対応型 UV インキ」であることを示す試験結果などの証明書を提出すること。

4-3.品質に関する基準と証明方法

(21) 製造段階における品質管理が十分なされていること。また、JIS 規格に測定方法が定められている項目については、その測定方法によること。

【証明方法】

製造段階における品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は、対象の印刷インキの組成成分毎のブランド名(商品名)の同一シリーズ毎とし、色および容量の大小による区分は行わない。なお、平版インキおよび新聞インキについては、石油系溶剤含有割合が最大である黄色の基準値を採用しているため、同一シリーズ毎に必ず黄色を含むものとする。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ログマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/102.html> ✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2002年12月18日	制定(Version2.0)
2003年12月26日	改定(エコマーク使用方法)
2004年 7月 1日	改定(下段表示の取扱いについて Version2.1)
2004年11月 1日	有効期限の設定
2006年 8月 3日	有効期限延長
2006年10月19日	改定(6.(2)下段表示の取扱い修正 Version2.2)
2007年10月 5日	有効期限延長
2008年 2月14日	有効期限延長
2008年 8月21日	改定(4-1.(4)、(9)、(11)、(12)、(14)~(16)、(18)、(19) Version2.3)
2008年11月25日	改定(2、4-1.(2)、(8)、(9)、(11)~(16)、(18)~(20)、 5.(2))、Version2.4
2010年 3月15日	改定(4-1.(20)、Version2.5)

2011年 3月 1日	改定(マーク表示、Version2.6)
2012年 7月13日	改定(5.(3)、(4)削除、Version2.7)
2012年10月 1日	改定(4-1-2(20)、Version2.8))
2014年 2月 1日	有効期限延長
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定(マーク表示)
2024年 3月15日	有効期限延長
2030年12月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。